

定 額 減 税 説 明 会

令和6年度税制改正において、所得税・個人住民税の定額減税が盛り込まれました。従業員を雇用する事業所では、6月より給与支払時に徴収する源泉所得税から定額減税の控除を行うこととなります。

控除額計算等の事前準備や毎月の処理等、従来の源泉徴収事務と異なる部分がありますので、従業員を雇用されている事業所の方は是非ご参加をよろしくお願い致します。

- 日時** **1回目**
令和6年5月9日(木)
15:00～16:30
- 2回目**
令和6年5月14日(火)
13:30～15:00

場所 新見商工会議所5階大会議室

定員 60名※定員に達し次第締め切り。

申込方法 必要事項を記入の上、FAXもしくはメールにてお申し込み下さい。(電話でも可)

問合せ先 新見商工会議所 指導課
TEL: 72-2139 FAX: 72-0347

○主な内容

1. 定額減税の概要
2. 月次減税事務について
3. その他

説明会日程

- ①国税庁定額減税説明動画
- ②補足説明
講師 黒杭税務会計事務所
税理士 黒杭 良雄 氏
- ③質疑応答

※1回目、2回目とも同様の内容を予定しております。

※住民税については、概略のみ説明をいたします。

※年末調整時の処理については、今後開催する年末調整説明会で改めて説明いたします。

※定額減税説明会は新見税務署においても開催されています。今回参加が難しい場合は、税務署主催の説明会への参加をご検討ください。

定額減税説明会参加申込書

返信先: 新見商工会議所 (TEL: 72-2139 FAX: 72-0347 E-mail: shien@niimi.or.jp)

事業所名		メールアドレス	
電話番号		参加希望日時	5月9日 ・ 5月14日 (いずれかを○して下さい)
参加者氏名		参加者氏名	

※ご記入いただいた情報については適切に管理を行い、本セミナー及び会議所からの情報提供へのみ活用させていただきます。